

令和5年8月吉日

取引業者 各位

学校法人自治医科大学

インボイス制度に伴う請求書等の記載事項について

令和5年10月1日からインボイス制度が開始されることに伴い、課税仕入れにかかる消費税仕入税額控除適用のため、取引業者様に発行いただく請求書等について、制度開始までに次のとおりご対応いただきたく、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

記

1. 課税事業者（適格請求書発行事業者）

A)本学から「支払業者別科目別一覧表」や「医薬品請求明細」での確認依頼により請求書等を作成している取引

- ・「納品書兼請求書（見積書・受領書つき）」 *黄色や白の複写式
- ・「支払業者別科目別一覧表」、「医薬品請求明細」 *請求書作成指示で送付
- ・「見積書・納品書（本院・子ども）」 *緑色の複写式

⇒上記の書類について、単一または複数の書類により、インボイス要件を満たす形で授受し、相互に保存します。各様式については、制度開始までに一部内容が変更となりますが、準備が整い次第、附属病院用度課より別途通知いたします。

B)各部署（用度課以外）から注文を請けて納品している取引

- ・本学様式「納品書兼請求書（見積書・受領書つき）」 *黄色や白の複写式
⇒適格請求書として必要事項が記載されたものを相互に保存します。
なお、必要事項がすべて記載されていれば、自社請求書等に切り替えていただけます。
- ・自社様式の請求書・納品書・見積書
⇒適格請求書として必要事項が記載されたものを相互に保存します。

2. 免税事業者（個人事業主を含む）

- ・請求書等の様式（本学様式・自社様式）に関わらず、「区分記載請求書」と同様の事項を記載してください。*別添資料参照

3. 共通事項

・見積・納品・請求日付については貴社にて入力・ご記入のうえ提出してください。
インボイスの要件を満たす書類について、同じ内容物の相互保存が必要です。

・各書類の宛名については、「学校法人自治医科大学」または「自治医科大学」という表記を必ず入れてください。

(例) 自治医大病院 ⇒ NG 自治医科大学附属病院 ⇒ OK
健診センター ⇒ NG 自治医科大学健診センター ⇒OK
自治医大看護学部 ⇒ NG 自治医科大学看護学部 ⇒OK
自治医大さいたま医療センター ⇒NG 自治医科大学附属さいたま医療センター ⇒OK

以上

本学あて請求書様式についてのお問い合わせ窓口

栃木：総務経理課 出納室

TEL 0285-58-7023